

# エコドライブ管理システム（EMS）及びドライブレコーダー機器導入助成

## 1. 事業趣旨

環境・安全対策の一環とし、会員事業者がエコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うことにより、温室効果ガス削減と省エネを図るエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）及び急加速・急減速など一定の衝撃が生じた際、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）の普及を図るため、EMS・ドライブレコーダー機器の導入費用の一部を助成する。

## 2. 助成対象

会員の兵庫県内に使用の本拠の位置を有する事業用自動車、及び兵庫県内の事業所とする。

## 3. 助成対象機器

別記『EMS・ドラレコ導入助成対象機器一覧』（以下「対象機器一覧」という。）に掲載された

- ① EMS用車載器
- ② ドライブレコーダー車載器
- ③ EMS事業所用機器

とする。

なお、対象機器一覧（助成区分）に『一体型』と表示されている車載器は、1台でEMS用車載器とドライブレコーダー車載器の機能を備えた一体型車載器とする。

※国からの補助金が交付された機器については、助成対象機器としない。

## 4. 助成額及び上限等

- (1) EMS車載器1台につき10,000円とし、1事業者50台を限度とする。（一体型車載器含む）
- (2) ドラレコ車載器1台につき10,000円とし、1事業者20台を限度とする。（一体型車載器含む）
- (3) 一体型車載器1台につき20,000円とし、1事業者20台を限度とする。
- (4) EMS事業所用機器1台につき50,000円とし、1事業者1台を限度とする。

※本体価格（税抜き）が助成額を下まわる機器の助成額は、本体価格（税抜き）を上限とする。

## 5. 申請方法・提出書類

助成金交付申請期日までに、申請する機器に応じた交付申請書等（1）～（3）に提出書類（4）を添えて、兵ト協会長に対して助成金交付を申請する。

- (1) EMS用車載器、及び事務用機器
  - ① 様式1-1「EMS用機器導入促進助成交付申請書」
  - ② 様式1-2「EMS用機器（リース・販売）取付完了証明書」
- (2) ドライブレコーダー車載器
  - ① 様式2-1「ドライブレコーダー車載器導入促進助成交付申請書」
  - ② 様式2-2「ドライブレコーダー車載器（リース・販売）取付完了証明書」

### (3) 一体型車載器

- ① 様式1-1「EMS用機器導入促進助成交付申請書」及び様式2-1「ドライブレコーダー車載器導入促進助成交付申請書」
- ② 様式1-2「EMS用機器(リース・販売)取付完了証明書」及び様式2-2「ドライブレコーダー車載器(リース・販売)取付完了証明書」

### (4) 共通

- ① 取付車両の自動車検査証の写し(有効期間の満了している車検証(写)は不可)
- ② 領収書(写)及び請求書(写)(機器名と金額が記載しているもの、請求明細の添付可)又は、リース契約書(写)に機器名及び台数、金額(1台当たりの金額及び総額)、リース期間と付属機器(対象機器)を含め契約内容が記載しているもの(申込書は不可)

## 6. 申請(受付)期間

令和4年4月1日(金)から令和5年3月10日(金)までに受付が完了すること。  
但し、助成額が予算に達した時点で受付を終了します。(受付が終了した場合は、HPに掲載)

## 7. その他留意事項

### (1) 助成対象機器の基準

助成の対象機器は、メーカーにより品質が保証され、保証期間が定められている機器とする。

### (2) 機器の処分

機器の導入日から起算して1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

### (3) 導入効果の報告

協会は、助成金の交付を受ける事業者に対して、別に定める調査票に基づき機器導入の効果等の報告を求めることがあります。

## 8. 申込み・問い合わせ先

(一社)兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL:078-882-5556 / FAX:078-882-5565